

第14回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月31日（火）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委 員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 令和3年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について

5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則

農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第14回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、12番 坂野委員と13番 坂井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第13回の総会以降の諸般について、報告いたします。

7月29日 薬草に関する講演会 「薬用植物栽培・活用セミナー」、町民センター 私と近藤委員・坂野委員で出席いたしました。

8月7日 戦没者追悼式、町民センターこれに出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程します。

担当査員、調査の報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

現況証明願いについて説明いたします。場所につきましては、議案第1号1番〇〇を〇〇に向かって、その手前であります。現状は農地採草放牧地以外ということで、確認をして参りました。私と坂井委員、杉本委員の3名で調査をして参りました。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1～NO3について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和3年8月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成31年1月31日から令和11年1月29日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年8月13日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年8月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成14年7月31日から平成24年7月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年8月18日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年8月31日です。解約の理由は、譲渡及び耕作できないため解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成14年7月31日から平成24年7月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年8月18日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年8月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

1 6 番
(伊藤委員)

番号1番、内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇の道路向かいの土地になります。後ほど議案第3号でも出てきますので宜しくお願い致します。

1 3 番
(坂井委員)

番号2番、3番について説明させていただきます。内容については事務局説明の通りです。2番の方の場所ですが〇〇から〇〇に〇〇ほど行きました所に〇〇があります。その一角になります。続きまして、3番の場所につきましては、〇〇から〇〇に行きましてその一角になります。宜しくお願いいたします。また、議案第3号でも出ますので宜しくお願い致します。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO4について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年8月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は先ほど議案第2号1番により解約の議決があった場所で、〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年10月1日、対価の支払期限は令和3年9月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は先ほど議案第2号2番により解約の議決があった場所の2筆のうち〇〇の方の1筆で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年11月1日、対価の支払期限は令和3年10月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

番号3番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は先ほど議案第2号3番により解約の議決があった場所で〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年11月1日、対価の支払期限は令和3年10月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

番号2から番号3の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は、〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年9月7日から令和8年9月6日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

1番ですけど、内容につきましては事務局説明の通りです。場所ですけれども、先ほど議案第2号1番に出てきた場所と同じ場所になります。

13番
(坂井委員)

番号2番、3番について説明させていただきます。2番なのですが、内容は事務局説明の通りです。場所につきましては、先ほどの議案第2号の〇〇の裏になります。3番のなのですが、内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所につきましては、先ほど議案第2号3番で説明した場所でございます。宜しくお願ひ致します。

7番
(西元委員)

番号4番に関して、ご説明さしあげます。契約内容に関しましては、事務局説明の通りあります。場所は、〇〇に〇〇があったのですが、〇〇挟んで反対側になります。

これから質疑に入ります。

議 長

質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第3号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第7、議案第4号

令和3年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

議案第4号 令和3年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について

令和3年8月31日提出、蘭越町農業委員長名。

1ページをご覧ください。

令和2年度の総括を掲載しております。(1)農業・農村を取り巻く情勢ですが、前段につきましては後志地方連、道農業会議との連携によります道選出国會議員への「地域に即した農業支援についての要請活動」、続きまして、中段から作況、作柄についての記載となっております。後段につきましては、国内外の農業情勢や、蘭越町としての情勢、課題について記載しております。

続いて2ページをご覧ください。農業委員会の体制でございます。平成29年7月に任命制となり、令和2年7月に任期満了により新体制となっております。

次に4ページをご覧ください。(5)系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わり、①北海道農業会議につきましては、農政に関わる要望活動を全道の農業委員会と共に推進しております。また、後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会につきましては、北海道4区選出国會議員への要望活動を書面にて行っております。2法令業務実績及び農地の流動実績以降につきまし

ては4ページから12ページ記載のとおりとなっております。

5ページ、3専門委員会付託検討事項(1)農作業雇用標準賃金の設定となります。新たに融雪剤散布機を追加し、ヘリ等防除を1,700円から1,800円に改定しました。

13ページをご覧ください。

7令和2年度の重点活動目標(1)重点活動目標の設定についてですが、本町におきましても農地利用集積の促進、農地・担い手に対する対策を進めていかなければならないと考えられます。

中段以降には、農業・農村を取り巻く環境について記載しましたが、TPP11・日欧EPA協定・米国との物品貿易協定、日英EPAなど、今後も動向について注視が必要であり、例年の活動として農業会議・後志地方連と協力しての活動を継続して取り進めていかなければならないと考えております。

後段から14ページにかけまして、記載しておりますとおり「食料・農業・農村基本計画」に対し、地域の実態に即した政策提案、予算要求を系統組織要望へ反映させていかななくてはならないと考えております。16ページをご覧ください。

(5)重点目標と内容となっております。①農業委員会の体制強化については、重要課題をどのように取り組んでいくのか、重点目標の内容ということで記載しております。担い手対策や農地の利用集積、また農業所得の確保と経営の安定など、様々な課題が山積しており、令和3年4月には振興・農政専門員会が中心となり、「持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言書」を町に提出、6月には町と専門委員会との意見交換を行っております。これからも各専門委員会や農業委員会総会での議論を重ねながら、課題に取り組んでいければと思います。②担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策について、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということになります。法人化への誘導が必要なところは検討していきながら、農業後継者の育成についても支援対策を含めて議論しながら進めていけたらと思います。17ページをご覧ください。

③食糧・農業・農村基本計画、TPP11・日欧EPA等国际交渉問題に向けての取り組みについてとありますが、これらにつきましては今後も政府の動向を見極めながら、要望活動について農業会議等の系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。

④農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてです。町で「人・農地プラン」を作成しております。「人・農地プラン」の本来の目的まで達成するには、地域の中で話し合いをしな

から農地の集積を進めていかなければなりません。農地がこれから5年、10年の間に余ってきた農地をどんな風に集積していくかということ、農地専門委員会等と町との協議の場などを通じて進めていければと思います。

⑤農業委員会の活動の公表について、ご覧のとおりとなります。18ページをご覧ください。

⑥農業者年金の加入の推進について、ご覧のとおりとなります。

⑦その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、そうした部分の改正に係る部分、あるいは基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと考えております。

大きくは昨年度と変わっておりませんが、ただ今説明させていただいたとおり課題がありますので、それらの解決に向けて一歩でも近づけるよう活動を進めてまいりたいと提案をさせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、要点のみ説明がありましたが、ご意見やご質問等はありませんか。

2 番
(近藤委員)

担い手認定農業者と新規就農者及び農業後継者の育成・確保の要件が過去は青年就農になっていたのですが、最近年齢要件が変わったり、流れが変わって来てると思うのだけれども、その辺の情報を調べていただきたい。

事務局
(高田局長)

わかりました。

2 番
(近藤委員)

新たに研修がしたいという人が来てるのですよね。実際に今研修農場がどうなっているのか、研修できるのかどうなのか。藁草の関係があるので、前に直接農家に研修させる町の考え方があったので、それも含めて調べておいてほしい。

事務局
(高田局長)

町の方にも確認して調べておきます。

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

事務局
(高田局長)

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局から)

次回総会は9月27日(月)8:00からを予定しておりますが、時間につきましては、今後の収穫作業の進み具合などを考慮しながら決定したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

また、本日はこの後、農作物の作柄状況調査を行いますので、引き続きよろしくをお願いします。

庁舎前に停車しております、マイクロバスに乗車をお願いします。

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第14回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

㊟

署名委員

㊟

署名委員

㊟

